明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○成年後見制度利用促進委員会事務局組織規則（内閣府四一）　一
〔省　令〕
○確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働九八）　一
〔告　示〕
○内閣府本府の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任した件の一部を改正する件（内閣府一六六）　二
○内閣総理大臣の所掌に係る行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章第一節から第三節までに定める権限又は事務の一部について委任した件の一部を改正する件（同一六七）
○特定国外派遣組織を指定する件（総務二〇六）
○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件（同二〇七）
○日本国に帰化を許可する件（法務二二七）　二
○熊本県における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例（厚生労働二二二）
○保安林の指定をする件（農林水産一一八二～一一九三）　三
○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第一項の規定に基づき、平成二十八年熊本地震による災害に伴う経済産業省関係特定権利利益に係る満了日の延長に関する措置を行う件（経済産業一四八）
○電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第六条第三項及び第七条の二の指定する者を定める件（同一四九）
○平成十六年国土交通省告示第七百七十二号の一部を改正する件（国土交通七三四）　五
○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件（同七三五）　六
○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件（同七三五）　七
○海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件（防衛一一二～一一五）
○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同一一六、一一七）
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（関東地方整備局二〇七）　八
○道路に関する件（中部地方整備局七九）　九
〔国会事項〕　九
内閣　一〇
〔人事異動〕　一〇
諸事項　一〇
〔皇室事項〕　一〇
〔公　告〕　一〇
官庁　一〇
財団、建設業の許可の取消処分関係　一〇
裁判所　一〇
相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、再生関係　一〇
特殊法人等　一〇
防衛省共済組合定款の一部変更関係　一〇
会社その他　三

府　令

○内閣府令第四十一号

成年後見制度利用促進委員会令（平成二十八年政令第二百十六号）第二条第二項の規定に基づき、成年後見制度利用促進委員会事務局組織規則を次のように定める。

平成二十八年五月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

成年後見制度利用促進委員会事務局組織規則

（参事官）

第一条　成年後見制度利用促進委員会事務局（次条において「事務局」という。）に、参事官二人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2　参事官は、命を受けて、局務を分掌し、又は局務に関する重要事項の調査審議に参画する。

（企画官）

第二条　事務局に、企画官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2　企画官は、命を受けて、局務のうち特定事項の調査、企画及び立案を行う。

附　則

この府令は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第二十九号）の施行の日（平成二十八年五月十三日）から施行する。

省　令

○厚生労働省令第九十八号

確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第百十六条の規定に基づき、確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年五月十二日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令

確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百七十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条」を「第十六条の二―第十七条の二」に改める。